

職員の採用試験に関する規則（昭和50年千葉県人事委員会規則第5号）の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣旨

県人事委員会では、警察官採用試験において、募集開始時期を前年度に早期化することにより、同試験の受験者確保を図っていきたいと考えています。

このように試験実施の前年度中に募集内容の公告を行うには、受験資格年齢の基準日の定め方を変更する必要があるため、受験資格について定める職員の採用試験に関する規則の一部改正を行うものです。

2 改正の内容（別表第3関係）

職員採用試験について、受験資格年齢の基準日を、「採用試験実施公告の日の属する年度の4月1日」から、「採用試験の第1次試験の日の属する年度の4月1日」に変更します。

なお、本改正は募集開始時期変更のための所要の規定整備を行うものであり、受験資格年齢を従来と変更するものではありません。

3 施行期日

平成31年2月1日（予定）